

盛俊の耳と首

——延慶本『平家物語』「越中前司盛俊被討事」私注——

佐伯 真 一

一 研究史と問題の所在

延慶本『平家物語』第五本（巻九）廿一「越中前司盛俊被討事」に関する従来の研究史は、概ね、語り本との比較における古態性や「リアリズム」の問題を中心としていた。即ち、覚一本など語り本の『平家物語』では、盛俊に組み伏せられながら取引を申し出た猪俣則綱の申し出を盛俊はきっぱりと断るが、則綱が降参すると申し出たので助けた。その後、則綱の親族である人見四郎が現れ、盛俊はそれに氣をとられている隙に討たれた——とするのだが、延慶本では盛俊は則綱の話にうかうかと乗せられてしまい、討たれたという形になっている。また、延慶本では、さらにその後話が続く。則綱はせっかく討ち取った盛俊の首を人見四郎に横取りされてしまうが、ひそかに耳を切り取っにおいて、論功行賞の場でその耳を証拠として示すこ

とにより、盛俊の首を自分の手柄にすることができたというのである。前半の、盛俊が則綱の申し出を毅然として拒否する記述を欠き、だまされた形となっている点については、長門本・源平盛衰記・四部本・源平闘諍録・南都本も同様だが、後半の首奪い・耳切の話については、南都本のみが共有する。

この二点をめぐり、高木市之助^[1]は、簡略な闘諍録を古態とし、それが延慶本などの形と覚一本などの形に分かれて成長していったと考えて、覚一本の方向が「中世的様式」の完成に至るものであったのに対して、延慶本や長門本には、それとは異なつた、「当時の武士の現実を生かそうという」「リアリズム」を見た。これは、簡略本を古態と考える傾向の強かった時代の議論であり、また、闘諍録や延慶本の「リアリズム」と覚一本とを比較するところに重点があつたので、延慶本や長門本に比べて、闘諍録を古態とする論証がとりたててなされたわけではない。

その後、簡略本古態説が衰えた時期に相次いで発表された服部幸造・生形貫重の論では、この部分の原型として則綱の勲功譚が想定され、本文としては、延慶本を軸とした読み本系に古態が想定された（もつとも、服部は必ずしも延慶本古態を主張したわけではなく、むしろ、首奪いの話については延慶本に継ぎ合わせがあり、長門本や盛衰記に古態がある可能性も想定しているが）。

但し、これらの論では必ずしも古態論的な論証がなされているわけではないので、ここで一応確認しておくが、覚一本の問題は、盛俊が則綱の誘いを拒むことが潔癖すぎて現実味に乏しいというようなことだけではない。盛俊は最初に「今は落つとも叶はじ」と覚悟して戦っていたと記されるにもかかわらず、誘いを拒否された則綱が降人になると宣言したとたん、一緒に並んで休息しているのはどういうことか。もはや自軍と合流もできないと思っていたはずの盛俊は、降人となった則綱をどう扱おうと考えていたのだろうか。死を決意したはずの盛俊が、降人とはいえ敵と並んで休息している姿は、どうにも腑に落ちない。二人が並んで座る姿、さらには、近づいてくる人見四郎を則綱が自分の親族であると紹介している場面などは、やはり、読み本系のように、盛俊が則綱にだまされて和解しているという前提で読みとらなければならないまい。

このような問題の他に、最近公開された梶原正昭の最終講義では、諸本論について右の論調が確認されると同時に、だまし

討ちの問題について、興味深い問題提起がなされている。この点については、筆者は別に論じた。小稿もこの方向の問題意識に通うものだが、ただ、右の議論は概ね、前半の則綱が盛俊をだまし討ちにするまでの話を中心にするのに対して、小稿は後半の南都本とのみ共通する首奪いと耳切りの話に注目し、高木市之助によって「現実主義」「リアリズム」と評された記事が、果たしてそのように言えるのかどうかを考えてみたい。但し、筆者は「リアリズム」という概念を文芸理論の問題として考えようというのではない。このような逸話が、当時の戦場の現実を反映していると見て良いのかどうかを検証してみたいのである。筆者は別稿で、宇治橋合戦における園城寺の悪僧達の活躍場面が、従来往々にして「リアリズム」と評価されてきたが、そこで展開されているのは、至って空想的とも思われる曲技の数々である——というような問題を考えた。私達の目に「リアル」と映る戦場の描写が、必ずしも戦場の現実を伝えているわけではない。だが、結論を先取りすれば、盛俊の首と耳をめぐる勲功争いの話は、宇治橋合戦などとは違って、戦場の現実に密着したものであったようである。

二 刑罰としての耳切

則綱は、盛俊の首を人見四郎に奪われる際、とつさに左の耳を切り取ったという。論功行賞に備えたためである。まず考えしてみるべきは、耳を切り取るという行為がとつさになされたの

だとしたら、それはどのような伝統をふまえた行為なのかということである。

人間の耳を切るという行為は、鼻を削ぐことと共に、まずは刑罰の一種として捉えられるだろう。古代中国では、『書経』呂刑第五十五に「惟作五虐之刑、曰法、殺戮無辜」爰始淫為劓・劓・劓・劓」とあるように、肉体刑として、死刑の他に、劓（鼻削ぎ）、劓（耳切り）、劓（宮刑＝陰部の切除）、劓（入れ墨）の刑が存在したことがわかる。もともと、『書経』がこれを「五虐之刑」として批判的に記すように、中国ではこうした肉刑が早くから批判されたようで、劓・劓の類は前漢の文帝によって基本的に廃止されたという⁷。日本が律令制と共に導入した刑罰体系も、笞・杖・徒・流・死を基本としたもので、「五虐之刑」を国家として施行することはなかった。ただ、『類聚名義抄』には「劓…ミ、キル 五刑之一也」、「劓…ハナキル ハナサク ハナカケ（ク）」等とあり、『新撰字鏡』にも、「劓」に「波奈加久」の訓がある。平安時代の日本人が、言葉の知識として、五刑としての耳切や鼻削を意識していたことは確かだが、それが現実の刑罰とどの程度結びついていたかは、今のところ明らかにできない。

しかし、中世には刑罰としての耳切の実例が多く見られる。『紀伊国寂楽寺領阿豆河庄上村百姓等言上状』（建治元年＝一二七五）の、「メコドモヲオイコメ、ミ、ヲキリハナヲソギ、カミヲキリテ、アマニナシテ：」云々はあまりにも有名であろう。

勝俣鎮夫⁸は、この史料から出発して中世の耳切・鼻削の刑罰について検討し、火印刑（焼印）や髪切りと共に、人を異形にする（外貌を変える）刑罰と位置づけた。勝俣はさらに進んで、こうした刑罰を「あざむきの罪」と考え、神との誓約を守らなかったための天罰に擬したものと想定する。まことに興味深い見解と言えよう。

だが、まずは耳切・鼻削に限定して中世の具体例を検討しておきたい。鼻削の例として、比較的早いのが、『明月記』嘉禄二年二月十四日条の、京中の博徒が「武士」によって捕らえられ、「削其鼻斬二指」という事件であろう。この前に「家主触此由於河東」云々とあるので、「武士」は六波羅探題の武士達と見られる。平安時代においても、平時忠が検非違使別当時代に強盗の腕を切っているし（『玉葉』『山槐記』『百練抄』治承三年五月十九日条）、延慶本などの『平家物語』に時忠の先例として意識される一一世紀の源経成も、海賊三人の手足を切ったという（『続古事談』二）。検非違使などによって、耳切・鼻削の類が行われた可能性もあるが、今のところ確認できない⁹。

軍記物語の世界では、耳切・鼻削の例をいくつも見出せる。おそらく、もっとも有名なのは、『源平盛衰記』卷三十八「重国花方西国下向上传」において、後白河法皇の使であった花方に、時忠が焼印を押した上、「其後本鳥ヲ切、鼻ヲ鍛テ、『是ハ己ヲスルニハ非ズ』トテ追放ケリ」と描かれることであろう。

だが、他本は焼印のみを記して鼻削には触れず（延慶本は第六末Ⅱ巻十二、長門本は巻十五、語り本は巻十）、さらに、この事件を伝える『山槐記』元暦元年七月六日条にも「被着印於面」とのみあつて鼻削には触れていないので、事実ではなさそうである。

『平家物語』では、長門本巻十二の小督説話で、小督に言い寄つた清盛が拒絶され、「髪をきりあまになし、耳をきり、はなをそぎておひはなつ」という例もある。これも長門本の独自記事で、他本は清盛自身が言い寄つたとはせず、高倉天皇への接近に怒つて尼にしたと記すのみである。長門本の記述は王朝的な小督説話の世界をぶちこわしにしている感もある。なお、耳切・鼻削・尼にするという組み合わせが、右記の阿弓河庄百姓等言上状と共通する点は注意される。

『義経記』巻六「判官南都へ忍び御出ある事」では、義経に言いがかりをつけて太刀を奪おうとした但馬阿闍梨等、悪僧達「命な殺しそ。侍ならば髻を切つて寺中を追へ。凡下ならば耳鼻を削りて追出せ」と、義経を捕らえようとしたものの、逆に義経に捕らえられて、耳・鼻を切られたと記される。

さらに、仮名本『曾我物語』の巻五では、中国故事だが、中国の「しそう」という王が、臣下の妻を奪い、女の心を奪うために男の耳鼻をそぎ、口をさいたという話がある。御橋惠言がこの話の典拠と指摘する『搜神記』一一には該当部分を欠き、このくだりはむしろ日本人の刑罰意識によつて作られた可能性

が強いと考えられようか。

このように眺めてみると、中世、それもおそらく後半には、私刑としての耳切・鼻削が少なからず行われていたことが窺えよう。『古事類苑』法律部一が記す例も、前掲の『新撰字鏡』、『類聚名義抄』、盛衰記の他は、『甲陽軍鑑』、『織田信長譜』、『美濃国守護伝記』、『信長記』と、戦国ないし江戸前期の史料である（なお、『織田信長譜』の記事は高遠城主・仁科信盛が軍使の鼻を切つたというもので、『甲乱記』等にも見出せるが、『信長記』の長島攻めの記事は、『信長公記』の該当部には殺戮を記すのみで、耳鼻の件はない）。石井良助は、近世前期には戦国時代の風潮を反映して残酷な刑罰が行われたという指摘のうちに、耳切・鼻削を数えている。また、前掲勝保鎮夫論文は、『院内銀山籠者成敗人帳』（慶長十八・十九年Ⅱ一六一三・一四、『梅津政景日記』）に、牢破りに対して耳鼻を削いだ上で死刑にした例があることに、「いまだ幕藩制的刑罰体系が定まらない段階の大名刑罰のありかた」として注目する他、日蓮宗僧侶への耳鼻そぎ刑などの例を指摘している。石井良助によれば、これらの肉刑は、江戸幕府の法制としては宝永六年（一七〇九）に廃止され、耳鼻そぎは享保三年（一七一八）に一旦復活されたが、同五年に再び廃止され、入墨刑にとつて代えられたという。但し、西国の藩においては、なお耳切・鼻削が行われた例もあるようだ。¹²

私刑の問題として、もう一つだけ注目しておきたいのが、水

原^⑤による旅芸人集団に関する考察である。水原は、高田ゴゼが持ち歩いていた「式目」に、「作法背ク者」は髪を切り竹杖を与えて追放することから出発し、髪を切ることや、博徒の「指をつめる」、遊女の「指を切る」等は、「古代以来の淨罪の法として身体の一部を切り離す呪術信仰にも通う」と考えた上で、そうした私刑の結果として、放浪の旅芸人には「腕のない者、耳のない者、鼻のない者、指のない者、入墨の者等々があつたはずである」とし、「耳無し芳一」や「耳切れ団都」も、そうした私刑を受けた人物が実在したことに基づく伝承ではないかと考える。これらの身体刑に関して、公法とは次元の異なる、私刑としての展開・残存について、興味深い洞察がなされていると思われる。

また、水原の指摘は主として中世以降に関わるものだが、こうした行為の起源を古代に求める点では、先の勝俣論文と共通する。古代の耳切・鼻削の例は、次に見る戦場での行為も含めて未だ多くを確認し得ないが、公的な法制としては存在せずとも、私刑的な行為として存在したという可能性は考えられよう。

三 戦場における耳切

しかし、耳切・鼻削という行為を考えるには、刑罰としての側面だけではなく、合戦の場における多くの事例を視野に入ねねばなるまい。古代中国の戦場において敵の耳を切り取る行為が存在したことは、「職」「馘」といった文字の存在から窺え

る（いずれも、諸橋『大漢和辞典』に敵の耳を切り取る意とされる）。それはおそらく、南方熊楠が「敵人を罪人と同視するは西洋でも古くは同じことなりし」と言うように、刑罰と隣接し、あるいは重なる行為と言えようか。もっとも、『今昔物語集』巻二六―八の猿神退治説話における「猿ノ耳ヲ痛ク摘」むという描写から、耳を切るといふ行為を「熊・鹿などの獲物の耳を切りとる狩人の習俗」、あるいは「合戦の作法」との関連において考えようとした、入間田宣夫^⑥の見解もあり、刑罰にすべての起源を求めるわけにもゆかないのかもしれない。ともあれ、日本の合戦における耳切・鼻削の事例について考えてみよう。

管見の限りで最も古いのは、『扶桑略記』天慶三年（九四〇）十一月二十一日条所引『純友追討記』の、藤原純友が天慶二年一二月に備前介藤原子高を襲い、「遂獲子高、即截耳割鼻、奪妻将去也」との記事である。『古事談』三一五話（巻四―一〇）にも同記事があるが、『貞信公記抄』・『日本紀略』・『本朝世紀』の天慶二年十二月二十六日条に該当記事があるが、これらには耳・鼻の件は記されていない。従って、事実性については疑う余地もあるのかもしれないが、早くからこのように伝えられていたことは確かである。純友が子高の耳・鼻を切った理由は判然としない。あるいは純友をだまそうとしたようなことがあったのかもしれないし、備前介としての權威を失墜させる見せしめの効果、憎悪のなせるわざなど、想像は種々可能で

ある。だが、いずれにせよ、『貞信公記抄』や『日本紀略』によれば子高は降伏し捕らわれたもののようである。その意味では刑罰に近く、以下に見るような、殺害した敵兵の耳や鼻を切り取る行為とは異なるだろう。

正体がつかみにくいながら、これらの刑罰的な耳切とは性格を異にするかと思われるのが、『古事談』三八七話（巻五―五三）の、源頼義の耳納堂の話である。これによれば、頼義は、十二年合戦（前九年の役）において「戦場死亡之者片耳ヲ切アツメテホシテ、皮古ニ合ニ入テ持テ上タリケルヲ、件堂下ニ埋」めたのが、六条坊門北・西洞院西の「ジノウ堂」即ち「耳納堂」であり、これが訛って「ミノハ堂」になったのだという。この記述を信ずる限り、頼義は戦死者の片耳を切り取って集め、干して持ち帰ったというのだが、何のためにそのようなことをしたのか。刑罰としての耳切では、耳を切り落とすこと自体に意味があるはずで、切り取った耳を集めて保存するという行為は理解しがたい。「皮古（皮籠）二合」もの分量というのでは、なおさらである。『尊卑分脈』が頼義に「斬人首事一万五千人也。各取置其片耳納二堂、建立仏閣号耳納寺」と注記するのは、殺した敵の耳すべてを切り取ったと解するものである。『扶桑京華志』（寛文五年＝一六六五）巻三の「伊予守源頼義誅戮安部貞時之時刻ニシテ俘囚以埋耳於堂下」も、俘囚即ち安倍氏の兵の耳を切ったと解するものか。橋本経亮「橋窓自語」（享和元年＝一八〇一）は、京都の耳塚の説明に際して

同様の事例としてこの記事を挙げる。さらに、伴蒿蹊『閑田次筆』（文化三年＝一八〇六）が、義家が奥州の戦いに勝って河内に耳塚を築き、「耳納寺」を建てたとするのは、この訛伝であろうか（同書はこれを神功皇后・秀吉の耳塚と並ぶものとする）。これらのように敵兵の耳を切り取ったものと解するならば、この後に見るような勲功の耳切、あるいは南方熊楠（前掲注14）が「首の代りにとりしは戦争の統計上はなほだ入用なりしゆえなり」と言うように、討ち取った敵兵の数を集計するような意味であった可能性が考えられようか。もしそうであるとすれば、文祿・慶長の役の耳塚にも通う性格の耳切行為が、早くから存在したことになる。あるいは、前九年の役の征服戦争としての性格が、こうした行為につながったものだろうか。

ただ、柳田国男が注意するように、『古事談』の本文では、「戦場死亡之者」とはあっても、敵兵、討ち取った者という限定はされていないし、「耳納堂」に埋めた行為自体は鎮魂的なものと考えられるので、敵味方を問わず戦場で死亡した者の耳を、遺骨などのように持って帰り、鎮魂したものと考ええる余地もないわけではない。だが、右の『尊卑分脈』などの理解とは食い違ひ、右に見た範囲では、耳を切るという行為には、遺体に対する親愛の情よりは、敵対の感情が伴いやすいと考えられるので、鎮魂の意味で味方の耳を切ったという理解には従いにくい。

また、『鞍馬寺縁起』には、藤原利仁が下野国高座山の群盜

を討った説話があるが、天永四年（一一一三）年に永慶が撰した古本として西口順子^{ツギミツコ}が紹介する無動寺本『鞍馬縁起』¹⁸では、「遂斬^{ツギキル}兇徒^{キョウテ}・献^{ケン}・賊^{ソク}万計^{マンケイ}」とある。「賊」は、右に見たように古代中国で敵の耳を切る行為を意味した字であり、日本でも『類聚名義抄』に「キリミ、」の訓がある。つまり、「敵の耳を一万ほど切って朝廷に献げた」というのである。もとより利仁の実伝ではないが、敵（縁起の文中では「異類」とも呼ばれる）を討った際に多数の耳を切ったとする点、頼義の事例と類似している点は注目されよう。

さて、右に南方熊楠と柳田国男の名を引いたが、両者の間には有名な耳塚論争がある。文禄・慶長の役において、朝鮮兵または人民の耳あるいは鼻を大量に切り取ってきた日本軍が京都の方広寺の前に埋めて築いたという耳塚について、柳田国男がそれを「片目の魚」の伝承などに通う一種の伝説であって、実伝ではないとしたのに対し、南方熊楠は文禄・慶長の役に関する史料をはじめ、耳切・鼻削に関する数多の資料を引いて論駁し、これが実際に朝鮮の人々の鼻または耳を埋めたものであることを論証したのである。これは明らかに南方熊楠の方が正しい。最近では、崔^チ官^{カン}が、朝鮮側の記録などの史料を追加すると共に、日本でも、近世には歌舞伎の詞章の中にも、たとえば「彦山権現誓助剣」（天明六年＝一七八六初演）に「逃ぐるを射止め搦取り、首の代りに切る耳を、御大将へ御土産に、上ぐる勝鬨勝軍…」等とあるように、耳切・鼻削の記憶がとどめら

れていたと指摘しているのは傾聴すべきであろう。

おそらく、戦国時代の戦場では、討ち取った敵に首を持ち帰るほどの価値が認められない場合、または、自分の体力的な事情などで首を持ち帰る余裕が無い場合などに、耳切・鼻削が常套的になされていたのだが、朝鮮においては、遠征であるために首を持ち帰りにくい上に、敵兵を多く討ったという戦果を示す必要があり、さらに敵兵の価値がわかりにくいこともあって、国内の戦闘よりも大量の耳切・鼻削が行われたものであろう。討ち取った首のみならず、生きた人間の鼻をも削いだなどと伝えられる点は、戦果を示す一つの基準が鼻の数にあったことを窺わせる。

刑罰としての耳切・鼻削とは性格を異にする、このような行為に関する資料は、戦国時代にいくらかも見出せるが、ほとんどは耳切ではなく鼻削に関わるものである。たとえば、『北条五代記』巻三、国府台合戦の条では、鼻を切って持ってくる者が多いが、味方の死骸が多く散乱しているため、鼻だけで功名を認めれば、皆が味方の死体から鼻を切ってくるだろうという判断が記される一方、痛手を負って首を持ち帰れず、鼻を切り取って鎧の上帯にはさんで帰陣する者の姿や、梶原二度の懸けのように再び敵陣に突入するために、討ち取った首を捨て、鼻だけを帯にはさんで戦う者の姿が描かれる。

『武辺咄聞書』²¹には、大阪夏の陣で真田信質（幸村）の首を取った西尾仁左衛門が、真田の首とも知らずに「鼻にせんとし

若是非ナクシテワタサバ、証拠ヲトリテ渡ベキナリ。又、鼻耳ナドソギテトルベシ。吟味多キコトナリ。具二在待用集。

と記す。ここまでくると、親族の人見四郎に盛俊の首を横取りされた則綱の話に非常に近い。そして、末尾の「待用集ニアリ」とは、同じ小笠原昨雲の『軍法待用集』元和四年「一六一八跋」を指すのであろう。

『軍法待用集』（小笠原昨雲。元和四年1618跋）卷三・一六「あとづけの徳ある咄の事」は、盛俊の首奪いの話にそっくりである。少し長いが引用してみよう。

去人よき働きをして、しかも其敵聞えある者なるを討捕たり。然処に、此首を味方にうばひとられ、後論じて又、弥の譽有。彼奪たる人、大将の御前に參、討捕之の由申上、僉議半にやうやう本人馳着て、此首を見て「我捕たる首なり。私粉骨の働をして此首を討捕、つかれたる処に、何者とはしらず、我うしろより馳来て、是を奪取と申上。大将其働の始終を聞給に、奪たる人前かど申上たるに、少も言葉のちがひなし。其子細有、彼本人の働たる近所に有て、戦の首尾をよく見たる故也。然ども本人の云、「其首の甲を脱せられよ」とて、是をぬがせ見るに、左の耳半分ほどそぎたる跡有。其時、懷中より其かけを取出し、是にくらぶれば、誠に身と蓋のごとし。（以下略）

表題の「あとづけ」とは、右の『当流軍法巧者書』上・三八に

言う「跡付」であり、同下・五に言う「具二在待用集」に対応するのが、この話であらう。他に卷三・一二にも「貪首沙汰之事」にも、「親子兄弟にも心を許すな」との教訓がある。

固有名詞を欠くものの、延慶本・南都本の記す首奪いの話にそっくりであり、あまりにも酷似しているため、ことによると、小笠原昨雲は延慶本か南都本の系統の本文を有する『平家物語』を読み、そこからこの話を入手しておいて、自らが伝聞した話のように装っているのではないかと思われるでもない。だが、延慶本や南都本の本文は、語り本や盛衰記に比べて、流布することは少なかったと見られる。また、昨雲は、『当流軍法巧者書』上・五三「武士心持之事付猪俣小平六事」で、「武辺ノ義ニ付テハ人ダシヌクコト多シ。猪又ノ小平六ガ越中前司ヲ討タル事アリ。具二源平盛衰記ニアリ」と、盛衰記によつて則綱・盛俊の話を引きながら、そこでは耳の話に言及していない。延慶本や南都本のような記事を見ていながら、耳切の話だけ固有名詞を省いて別に載せた——というような邪推をする必要はなく、偶然に同じ話があったものと見るべきであらう。右に見てきたような戦国期の戦場の現実から考えて、このような事件が戦国期にも実在したと考えることに、支障は全くない。小笠原昨雲の「跡付」などに関する著述の全般的な具体性も、そうした見方を裏付けているだろう。むしろ、『平家物語』にこうした話が見えることが、戦国期の早い先例と言うべきなのである。但し、だからといって、延慶本・南都本の首奪いの記事を新しい

けるを、「それと気づいた者に注意されて兜や齒を調べた結果、真田と判明して大手柄になったとの記述がある。首を持ち帰る程の価値がないと判断すれば鼻を取ることを、また、「鼻にせん」という表現が成立するほど、そうした行為が常套的なものであったことが窺えよう。

一方、『雑兵物語』下の草履取・嘉助の条には、「旦那の」首取で鼻をかくは味方討にまぎれべいとて御法度なれど、此多勢の味方を見る所で鼻をひつかけ」との言葉に応じ、また「首を持ては重し」と考えて鼻をかいたが、髭をつけずに取ったため、これでは「女の首やら男の首やらしれない」と大目玉を食らった話がある。鼻の手軽さについては、並中間・新六の条にも、「頭数をもぎたい者は、鼻をひつかきひつかきもつ程に、胸板にも入られないで、百八の数珠玉ほどにひつつないで首へひつ掛る者もあり」との描写もある。

女と区別するために髭をつけて鼻をかくという心得については、小笠原昨雲『当流軍法巧者書』（元和三年＝一六一七著者識語、正保四年＝一六四五初刊）上・五八「敵ノ鼻カク事」に、「鼻カクコト、下ヨリ上ヘ唇ヲ掛テソグベシ。上ヒゲヲ添ン為ナリ。女ノ鼻ニマギレヌ様ニスベシ。武辺ニハ首チガヒナドハ大ヒケナリ」との記述もある。

これらを見ると、戦国期の戦場が如何に殺伐たる功名争いの場であったかが見えてくる。味方や女の死体から鼻を切り取って功名に見せかけるようなことも横行していた、そのよう

な場での鼻削は、もはや憎悪の感情さえこもらない、全く無機的な行為である。現場の兵たちにとって敵の肉体は、功名の手段としてのモノでしかなかった。それを戦国期の戦闘の特色ということも一面では許されるだろうが、『平家物語』における盛俊の首の扱いは、既にこうした戦国期の様相に通うものであると思われる。

四 盛俊の首の行方と兵法書

右に見てきたような功利的な戦場では、他人が取った首を奪う、奪首も多発していた。甲州流などの兵法・軍学においてはこれを禁止しているが、もちろん、こうした輩が横行するから禁止令も出るわけで、鈴木真哉は、奪首の禁令や具体例をいくつか挙げながら、「実例となると、あまりに多すぎて紹介しきれない」という。

当然、現場の兵としては、これを防ぐ工夫が必要となるわけで、右にも見た『当流軍法巧者書』は、上巻・三八「兩人争テ首取タル事」では、

争テ首ヲ取タル時ハ、合手ノ不知様ニ具足ヲ切破、足ノウラニ刀目ヲ付テ可_レ帰。是ヲ跡付ト云。

という知恵を記しており、さらに、下巻・五「高名シテ重手負タル時之事」では、

首ヲ取テ重手負タル時、シタシキ者来リテ、『其ノ首大將ノ実檢ニ入ン』ト云トモ、父子兄弟ニモ首渡スコトナカレ。

時代の増補と見る必要のないことも明らかだろうが。

このような「跡付」としての耳切は、功名の証拠として首の代わりに鼻や耳を切り取るという行為ともまた異なる。だが、功名として耳を切るという行為が一般化していたことが、こうした行為につながっている可能性はあろう。さらにその背景として、刑罰としての耳切も見えかねばなるまい。つまり、耳を切ること自体が珍しくなくなっていた上に、敵の死首を功名の手段としてのモノとして扱う感覚が普通になっていた状況、それがこうした耳切の前提となっているのではないか。

敵の肉体を功名のための手段と見て、それ以上の意味や感情を認めない感覚―それはもちろん、耳や鼻だけの問題ではない。首を取るということ、ひいては戦闘そのものが、源平合戦期において、そのようなことになりつつあったのだろう。首を取るという行為の起源としては、近年、軍神に捧げる生贄として武士の狩獵民としての起源に関連づける議論が有力である。『平家物語』には、「軍神祝はん」「軍神に祭る」といった表現も散見され、首を取るという行為に未だそうした感覚が残っていることは確かである。しかし、首を取るということの主たる意味は、既に功名の手段になり終えていた。そして、戦闘という行為自体も（もちろん多様な戦闘が存在していたはずではあるが、少なくとも大規模な政治勢力が激突するような合戦においては）、敵を憎悪すべき対象というよりは功名の手段と見て戦うような行為に、かなりの程度成りおおせていたものと思われる。三浦

真光に「近代ハヤウモナク押並テ組テ」敵の首を取ろうとすると言わせたような戦闘法の変化もそれに関わるはずであり、一方、心ならず敦盛を討つ熊谷の嘆きも、執拗に首を狙う岡田六野太に対する忠度の怒りも、そうした背景があつて生じているのではないだろうか。盛俊の首から耳を切り取る描写を「リアル」と評価し得るとすれば、それは単にグロテスクな事柄をためらわずに書いているからではなく、そのような戦闘への感覚を映しているからではないか。

おわりに

我ながら辟易するような資料を並べた、殺伐とした議論であつた。こんなものが文学研究と言えるのか―という批判は、甘受せねばなるまい。しかし、柳田国男ほどの碩学が中世の戦闘実態を忘却してしまつたかと思われる例を見るにつけても、私達は中世の戦場をどれほど理解し得ているのかという疑問と反省は深まらざるを得ない。軍記物語が何を描き何を描いていないのかを、もう一度考え直してみるためにも、合戦譚を戦闘の実態に即して読む方向を模索し続けたい。

注

- (1) 高木市之助「中世展望―平家の窓から」(西尾実先生古稀記念『中世文学の世界』岩波書店一九六〇年三月)、『高木市之助全集・五』講談社一九七六年六月、『平家物語

の論」講談社学術文庫一九七七年一月再録)。なお、その後やや異なる観点から延慶本の「リアリズム」と覚一本を比較する中で盛俊最期にふれた論に、今井正之助『平家物語・延慶本と覚一本―「内面の掘り下げ」をめぐって―』(日本文学一九八一年四月)がある。

- (2) 服部幸造『軍語りと平家物語―の谷合戦をめぐって―』(日本文学)一九七八年二月。『語り物文学叢説―聞く語り・読む語り―』三弥井書店二〇〇一年五月再録)。

- (3) 生形貴重『「平家物語」合戦譚考―頼朝拳兵譚・一谷の合戦 延慶本・覚一本をめぐって―』(同志社国文学)一三号、一九七八年三月。『平家物語の基層と構造』近代文芸社一九八四年一二月)。

- (4) 梶原正昭『戦争論へのまなざし―「平家物語」巻九「越中前司盛俊最後」を糸口として―』(一九九八年一月講義『古典遺産』四九号、一九九九年六月)。なお、この稿を梶原氏の論として扱うことに関する筆者の立場については、次項の拙稿参照。

- (5) 佐伯真一『合戦のルールとだまし討ち』(「軍記と語り物」三七号、二〇〇一年三月)。

- (6) 佐伯真一『異能の悪僧達―延慶本『平家物語』橋合戦の読み方―』(福田晃先生退職記念「伝承文化の展望」三弥井書店・近刊予定)。

- (7) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会一九

五九年八月)。

- (8) 勝俣鎮夫『ミ、ヲキリハナヲソグ』(「中世の罪と罰」東大出版会一九八三年一一月)。

- (9) 上杉和彦『中世成立期刑罰論ノート』(「遙かなる中世」一四号、一九九五年三月。『日本中世法体系成立史論』校倉書房一九九六年五月再録)は、直接に耳切などを論じたものではないが、公然たる刑罰の陰で、検非違使庁などによる隠然たる肉刑の遂行があったことは疑いないとする。なお、経成については、佐伯真一『悪別当経成のこと』(「延慶本平家物語考証・一」新典社一九九二年五月)参照。

- (10) 御橋恵言『御橋恵言著作集・三 曾我物語注解』(統群書類従完成会一九八六年三月)。

- (11) 石井良助『日本法制史概説』四篇九章(創文社一九四八年一二月)、『刑罰の歴史』(明石書店一九九二年一月)。

- (12) 重松一義『伊豫大洲藩獄門控考―そこにみる現代的縮図と諸断層―』(「中央学院大学総合科学研究所研究年報3 現代の諸問題とその分析Ⅲ」一九九〇年九月)。

- (13) 水原一『瞽女考』(「平家物語の形成」加藤中道館一九七一・五)

- (14) 南方熊楠、寺石正路宛書簡・大正五年(一九一六)八月二十五日付(「南方熊楠全集・九」)。

- (15) 入間田宣夫『撫民・公平と在地社会』(「日本の社会史・

五 裁判と規範』岩波書店一九八七年五月、『中世武士団の自己認識』再録。

(16) 『新修京都叢書』二二巻による。「則」は「則」の誤りか。

(17) 柳田国男「耳塚の由来に就て」(『郷土研究』三巻一、二、一九一六(大正五)年二月。『定本柳田国男集・一二』)。

(18) 西口順子「無動寺本『鞍馬縁起』」(『史窓』二五号、一九六七年三月)。なお、同書における群盗のイメージについては、高橋昌明「説話の奥行きを探る―利仁征新羅將軍説話を素材として―」(神戸大学文学部『五十周年論集』二〇〇〇年三月)参照。

(19) 柳田国男は右注17の他、「鹿の耳」(『中央公論』四二巻一、二、一九二七(昭和二)年十一月。『定本柳田国男集・五』)参照。南方熊楠は、注14の他、「酒泉等の話」(『日本及日本人』七〇二号、一九一七(大正六)年四月。全集五巻)及び柳田国男宛書簡・大正五年十二月三日付、西村真次宛書簡・昭和二年四月二八日付(以上全集八巻)、寺石正路宛書簡・大正六年二月四日付(以上、全集九巻)参照。

(20) 崔官「文禄・慶長の役」(講談社現代選書メチエ一九九四年七月)。

(21) 菊地真一編『武辺咄聞書』(京都大学附属図書館蔵) (和泉書院一九九〇年四月)による。

(22) 深井一郎『雑兵物語研究と総索引』(武蔵野書院一九七三

年三月)。なお、『雑兵物語』所見について近藤好和氏からご教示を頂いた。記して謝す。

(23) 『当流軍法巧者書』は、内閣文庫蔵・慶安二年(一六四九)林長右衛門板による。

(24) 『甲陽軍鑑』巻一九、『竜韜品』など参照。

(25) 鈴木真哉「刀と首取り 戦国合戦異説」(平凡社新書二〇〇〇年三月)。

(26) 『軍法侍用集』は、国会図書館蔵刊年不明版本(請求記号二二八―一一四、十一冊)により、私に句読点・引用符などを付した。なお、同書については、古川哲史監修『戦国武士の心得―軍法侍用集の研究』(ぺりかん社二〇〇一年二月)を参考にさせていただいた。

(27) 黒田日出男「首を懸ける」(『月刊百科』三二〇号、一九八八年八月)。五味文彦『武士と文士の中世史』(東京大学出版会一九九二年一〇月)も、武士の狩獵民的性格に関連づける。

(28) 佐伯真二「組み討ちをする武士達」(『湘南文学』一六号、近刊予定) 参照。

(さえき・しんいち／本学教授)